



SATO 社会保険労務士法人

News Letter

2019年9月号 (No.132)

消費税率引き上げが来月に迫りました。食べ物等に適用される軽減税率制度が大きな話題ですが、今回は、社会保険の視点から、私達の暮らしに関するトピックを中心に取り上げます。

◆*◇今月のテーマ◇*

- 1. 年金生活者支援給付金
- 2. 子ども・子育て支援法の実施
- 3. 特定一般教育訓練
- 4. 日本年金機構の電子申請機能が改善されます

1. 年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。今年度の基準額は、年6万円(月5,000円)で、対象者は970万人です。消費税率が現行の8%から10%に引上げとなる2019年10月1日から施行され、初回の支払い(10月分・11月分)は2019年12月中旬となります。

- 【支給要件】
- ① 65歳以上の老齢基礎年金受給者である
 - ② 前年の公的年金等の収入金額(※1)とその他の所得(給与や利子等)との合計額が、老齢基礎年金満額相当(約78万円)以下である
 - ③ 同一世帯の全員が、市町村民税非課税である

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含みません

【補足的老齢年金生活者支援給付金】
前述の②を満たさなくても、前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円(今年度は879,300円)以下であれば、老齢年金生活者支援給付金受給者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付が支給されます。

- 【障害年金生活者支援給付金、遺族年金生活者支援給付金】
- ① 障害基礎年金を受けている。
 - ② 前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円※」以下である。
- ※ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円。

ただし、以下のいずれかの事由に該当した場合は、給付金は支給されません。

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 年金が全額支給停止のとき
- ③ 刑事施設等に拘禁されているとき

年金生活者支援給付金を受け取るには、支給要件を満たし、年金生活者支援給付金の認定請求という手続きを行っていただく必要があります。手続きの詳細については、今後、厚生労働省の特設ホームページなどでお知らせする予定です。

★出典：厚生労働省 HP★
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000143356_00002.html

2. 子ども・子育て支援法の実施

3~5歳児は全世帯、0~2歳児は住民税非課税世帯を対象に、認可保育所等の利用料が10月1日から無料になります。利用料は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担することで、保護者の負担がゼロになります。財源は、消費税率

10%への引き上げによる増収分を活用します。
＜認可外施設等を利用する場合＞
・0~2歳…住民税非課税世帯の子どもを対象に、月額4.2万円までの利用料が無償化
・3~5歳…月額3.7万円までの利用料が無償化
＜障がい児通園施設を利用する場合＞
0~2歳児の住民税非課税世帯は既に無償化されていますが、今回、3~5歳も無償化されます。



※幼稚園、保育所、認定子ども園といわゆる障がい児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

3. 特定一般教育訓練

教育訓練給付制度をご存知でしょうか？雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者、もしくは一般被保険者又は高年齢被保険者であった方が、厚生労働大臣が指定した講座を受講し、課程を修了すると、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一部が公共職業安定所(ハローワーク)から支給される制度です。

2019年10月1日に新設される「特定一般教育訓練」とは、平成30年6月に「人づくり革命基本構想」などで「ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に給付率を2割から4割に倍増する」とされたことを踏まえ、労働者の速やかな再就職と早期のキャリア形成に資する教育訓練です。その指定講座として、税理士、社会保険労務士などの資格取得を訓練目標とする課程や、介護職員初任者研修など計150講座を決定しました。受講修了後、受講費用の40%(上限年間20万円)が支給されます。

雇用保険は、退職後に基本給付(失業保険)を受給したり、在職中の育児休業や介護休業等で給付金

を受給する時に「入っていて良かった！」と実感するものですが、このような形でスキルアップの補助もしてくれます。積極的に活用していきたいですね。

4. 日本年金機構の電子申請機能が改善されます

2019年10月5日より、次の2点が改善されます。

1. システムによる自動チェックの追加
システムによる自動チェックを追加する事で、これまで職員が行っていた目視による確認及び記入もれ等による返戻作業を自動化し、事務処理の迅速化を図ります。これにより、公文書(決定通知書、改定通知書等)が返ってくるスピードが速くなりそうです。

2. 電子通知書のレイアウト変更
資格取得確認および標準報酬決定通知書等は、現在、1枚に複数名を記載していますが、事業主の皆さまの負担軽減の観点から、従業員の皆さまに印刷してそのままお渡しいただけるよう被保険者1名ごとの通知書にレイアウトを変更します。

★出典：厚生労働省 HP★

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/setsumeiji/20190820.html?fbclid=IwAR1OudV7mymW-bHk_O8FMQ8bOLRBKCP53R1x80Dk-rs17FmyIHOCvOrdV7g



【発行元】SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階
TEL: 03-6831-3010

